

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 7 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 64 条第 1 項第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.

0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 70 条第 3 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 第 64 条第 1 項第 1 号ウに規定する原動機付自転車にあっては、原動機の最高出力

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の条例第 64 条第 1 項第 1 号及び第 70 条第 3 項第 8 号の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。